

# 地方裁量型認可化移行施設の設置

(厚生労働省子ども家庭局長通知 平成31年3月29日)

## 特例措置前

○認可保育所は、保育士不足のため職員配置に関する法令上の基準を満たすことができなくなった場合、利用定員数を保育士数に応じ減ずる必要があり、保育施設の運営に支障を来す場合がある。このことが待機児童問題解消の妨げとなっている。

(規制の根拠)

児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

## ニーズ

○保育需要に対応するため、国家戦略特区において各自治体が一定の条件の下で独自の弾力的な設備・職員配置に関する基準を設置することを認めてほしい。またこれらの配置を行った場合も(認可保育施設として)公費による支援を行ってほしい。

## 特例措置

○既存の認可化移行施設(※)とは別に、

( ※認可外保育施設が、設備・職員配置に関する基準の一定割合を満たす場合は、施設の運営に要する費用の一部の補助を受けつつ、5年間を上限とする移行期間において認可保育施設を目指す施設。 )

国家戦略特区内に「地方裁量型認可化移行施設」を設置し、認可保育施設からの移行も対象にすると共に、認可化移行計画期間の延長や保育サポーター加算を可能とする。

### 制度の概要

○国家戦略特区において、

- ・「認可外保育施設が認可保育施設への移行を目指す場合」
- ・「認可保育施設が保育士不足のため事業を休止し、再開を目指し地方裁量型認可化移行施設として事業継続する場合」

で都道府県が自ら定める基準を満たした場合に、運営費の補助に加え、

- ①認可化移行計画の延長(従来の制度では5年以内)
  - ②保育サポーター加算の取得の措置
- を可能とする。

## 効果

○地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待される。